

令和6年度国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定結果について

1 要旨・目的

国保事業費納付金（市町から県へ納付するもの）及び市町村標準保険料率（県が市町へ示す保険料率）について、算定標準システムによる推計値や国から示された確定係数（公費等）に一定の補正を加え、算定フレームを設定し、令和6年度の算定を行った。

2 現状・背景

国民健康保険の安定的な財政運営を図るため、平成30年度からの県単位化により、県は財政運営の責任主体となった。それまで各市町が個別に行っていた保険給付の収支について、各市町が徴収した保険料を事業費納付金の形で県が集めて保険給付を賄う、県内全市町で相互に支え合う仕組みとなり、県は保険料設定の参考となる市町村標準保険料率及び事業費納付金について、各市町へ示すこととなった。

3 概要

(1) 対象者

国民健康保険被保険者及び保険者

(2) 事業内容（算定結果）※詳細別紙

ア 令和6年度一人当たり保険料収納必要額 ※詳細別紙-①

一人当たり保険料収納必要額の合計は、対前年度比で 17,666 円（12.8%）の増加となった。

○ 各区分の増減理由

- ・ 医療分：令和5年度保険給付費実績を踏まえた診療費（歳出）の増加
- ・ 後期分：後期高齢者支援金算定単価の増加
- ・ 介護分：介護納付金の減少

【一人当たり保険料収納必要額】

区 分	令和4年度	令和5年度	対前年度比 (R5-R4)	令和6年度	対前年度比 (R6-R5)
医 療 分	73,706 円 (58.1%)	80,546 円 (58.5%)	+6,840 円 (+9.3%)	96,015 円 (61.8%)	+15,469 円 (+19.2%)
後 期 分 (後期高齢者支援金)	26,596 円 (20.9%)	30,029 円 (21.8%)	+3,433 円 (+12.9%)	32,570 円 (21.0%)	+2,541 円 (+8.5%)
介 護 分 (介護納付金)	26,664 円 (21.0%)	27,130 円 (19.7%)	+466 円 (+1.7%)	26,786 円 (17.2%)	-344 円 (-1.3%)
合 計	126,966 円 (100%)	137,705 円 (100%)	+10,739 円 (+8.5%)	155,371 円 (100%)	+17,666 円 (+12.8%)

イ 令和6年度の県が示す各市町の市町村標準保険料率及び国保事業費納付金 ※詳細別紙-②、③

県が示す市町村標準保険料率に比べ、市町が実際に設定する保険料率は、応能（所得割率）、応益（均等割額、平等割額）とともに低い傾向があるため、資産割の廃止も含め、各市町は保険料水準の統一に向けての調整を計画的に行うこととしている。

(3) スケジュール

—

(4) 予算額（一部国庫）

227,001,209 千円

1 国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定結果について

(1) 令和6年度の一人当たり保険料収納必要額（一般分）※詳細別紙-①

ア 医療分の主な増減要因

- 令和5年度の保険給付費の状況影響等を踏まえ、一人当たり診療費を前年度比 31,528 円増額した。

	診療費総額	一人当たり診療費	一人当たり保険者負担額
令和5年度	約 2,092 億円	433,671 円	371,231 円
令和6年度	約 2,085 億円	465,199 円	399,003 円
対前年度差額	▲ 7 億円	+ 31,528 円	+ 27,772 円

項 目			一人当たり増減
歳出	増	保険給付費（一般分）	+ 27,772 円
		特定健康診査費用 等	+ 593 円
	減	前期高齢者納付金 等	▲ 37 円
小 計 A			+ 28,328 円
歳入	増	療養給付費負担金（地方単独事業の減額調整後）	+ 7,123 円
		都道府県繰入金（市町村向け除く）	+ 2,929 円
		前期高齢者交付金	+ 3,315 円
		国・普通調整交付金	+ 2,942 円
		その他	+ 1,894 円
	減	過年度調整（剰余金充当）	▲ 2,094 円
		前々年度納付金年度間調整	▲ 80 円
		過年度調整（前期精算・納付金年度間調整分）	▲ 2,606 円
		その他	▲ 564 円
小 計 B			+ 12,859 円
歳出と公費等歳入との差【保険料(税)負担分】 A－B			+ 15,469 円

イ 後期分の主な増減要因

- 後期高齢者支援金（推計対象年度概算額）は「被保険者一人当たり負担見込額（国において算定）×被保険者数」により算定される。
- 令和6年度算定では、国から通知された被保険者一人当たり負担見込額が令和5年度算定と比較して 1,803 円増加したことから、一人当たり保険料収納必要額が 2,541 円増加した。

《一人当たり後期分に係る財源内訳》

項 目			一人当たり増減
歳出	増	後期高齢者支援金	+ 4,422 円
	減	事務費拠出金 等	▲ 4 円
小 計 A			+ 4,418 円
公費等歳入	増	後期高齢者支援金国庫負担金	+ 1,414 円
		国・普通調整交付金	+ 28 円
		過年度の保険料収納見込み	+ 62 円
		都道府県繰入金（市町村向け除く） 等	+ 510 円
	減	激変緩和措置	▲ 137 円
小 計 B			+ 1,877 円
歳出と公費等歳入との差【保険料(税)負担分】 A - B			+ 2,541 円

ウ 介護分の主な増減要因

- 介護納付金（推計対象年度概算額）は、「被保険者一人当たり負担見込額（国において算定）×被保険者数」により算定される。
 - 令和6年度算定では、減算項目である前々年度精算額の増加により介護納付金が減少したことから、一人当たり保険料収納必要額が344円減少した。
 - 保険料水準の上昇に伴う被保険者への影響を考慮し、令和5年度算定に引き続き保険者努力支援交付金から6億円充当し、一人当たり保険料収納必要額を4,324円引き下げた。
- 《一人当たり介護分に係る財源内訳》

項 目			一人当たり増減
歳出	減	介護納付金（一般分・退職分）	▲ 641 円
小 計 A			▲ 641 円
公費等歳入	増	国・普通調整交付金 等	+ 1,342 円
		保険者努力支援制度	▲ 1,136 円
	減	介護納付金国庫負担金 等	▲ 503 円
小 計 B			▲ 297 円
歳出と公費等歳入との差【保険料(税)負担分】 A－B			▲ 344 円

(2) 県が示す標準保険料率 ※詳細別紙-②

各市町は、県が示す市町村標準保険料率を参考に、市町毎の算定方式や予定収納率に基づき、保険料収納必要額を確保できるよう保険料（税）率を定め、賦課・徴収し、県に事業費納付金として納める必要がある。

市町村標準保険料率…各市町に按分された保険料収納必要額を確保するために、市町毎の標準的な収納率を用いて、算定方式を統一して算出した保険料（税）率

(3) 令和6年度の国保事業費納付金【全県】※詳細別紙-③

市町ごとの国保事業費納付金を算定し、県の当初予算成立後、各市町にその総額を通知する。

国保事業費納付金…各市町に按分された保険料収納必要額に、市町向け交付金（公費）や一般会計からの繰入金等を市町毎に加減算したもので、市町が支払う保険給付費等の財源として、県が市町から徴収する。

2 県全体の保険料収納必要総額を抑制するための活用財源

(1) 県国保特別会計決算剰余金の活用

県国保特別会計決算剰余金（国等への公費償還分を除く。）については、年度間調整分が保険料に影響しないよう医療分に約0.2億円を充当した。

(2) 保険者努力支援制度（都道府県分）の活用

確定係数の約10億円のうち6億円を、保険料収納必要総額の引下げ財源に活用した。

3 算定フレーム

項 目		令和 5 年度	令和 6 年度	備 考
(1) 被保険者数	一 般	477,516 人	443,147 人	対前年度比 (▲ 7.2%)
	介護 2 号	146,487 人	138,742 人	対前年度比 (▲ 5.3%)
(2) 所得係数 β	医療分	0.929	0.925	全国に比べ、本県は 所得水準が低い
	後期分	0.934	0.929	
	介護分	0.881	0.880	
(3) 追加公費		約 1,860 億円	約 1,860 億円	全国ベースの額
(4) 係数補正 ア 診療費の補正		①診療報酬改定率 (無し)	①診療報酬改定率 (▲0.12%)	
・一人当たり 診療費	補正前	433,671 円	465,758 円	対前年度比 (+31,528 円) (+7.3%) ※補正後は診療報酬の改 定率を反映したもの
	補正後	—	465,199 円	
	差	—	▲559 円	
イ 公費の補正				
・高額医療費負担金		—	—	
・特別調整交付金 (市町村分)		—	—	
・保険者努力支援制度 (都道府県分)		補正額 ▲4.0 億円	補正額 ▲4.0 億円	公費減額等の補填に 係る調整財源への対応

4 国保財政の概要

診療費総額（一人当たり診療費）※再掲

- ・令和 5 年度 【約 2,092 億円 (433,671 円)】
- ・令和 6 年度 【約 2,085 億円 (465,199 円)】

